

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 22 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25770030

研究課題名(和文) 神学的動物論と倫理的動物論の相互影響関係 - 1910年代以降の「動物の尊厳」論

研究課題名(英文) The Mutual Relationship between Theological and Ethical Animal Theory. "Dignity of Animals" after 1910s.

研究代表者

浜野 喬士 (HAMANO, TAKASHI)

早稲田大学・文学学術院・招聘研究員

研究者番号：20608434

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：この数十年に亘り、「動物の権利」の概念が、哲学および倫理学の、一つの論争の主題となってきたのに対し、「動物の尊厳」という概念に注目が向けられることは稀であった。しかし動物神学と呼ばれる近年の研究は、この問題に新しい光を投げかけてきている。
「動物の尊厳」をめぐるこうした問題は、まったく新しく台頭したもののように映るが、その前史は、18世紀の哲学的論争にまで立ち返ることができる。本研究は、動物神学の哲学的前史を検討したものである。

研究成果の概要(英文)：Although the concept of "animal rights" has been the subject of controversy in philosophy and ethics over the past few decades, little attention has been given to "animal dignity." Recent studies, however, have focused on the theological aspects of animal philosophy, casting a new light on the issue.
These problems about animal dignity, which seem to have emerged just recently, can be traced to the philosophical controversies of the 18th century. This study has revealed the philosophical prehistory of animal theology.

研究分野：哲学

キーワード：哲学 倫理学 人間動物関係論 環境倫理学 動物倫理学 環境倫理 動物倫理 思想史

1. 研究開始当初の背景

19世紀英国に起源を持つ倫理的動物論は、1970年代以降、ピーター・シンガーやトム・リーガンの影響下、大きく進展してきた。この動物論は動物の「権利」という概念を軸に、愛護の「客体」ではなく、権利の「主体」としてとしての動物、という理論を展開してきた。

しかし近年、動物論は倫理学や哲学には収まらない展開を見せつつある。中でも神学的動物論の勃興はそうした動向の中心である。神学的動物論とは、領域横断的な方法を用いつつ、神学的方向からアプローチする動物論である。拠点は、英オックスフォード大学、独ミュンスター大学である。哲学・倫理学のみならず、生物学・動物行動学・歴史学をも包含する総合的研究がなされている。2006年にはオックスフォードに「オックスフォード大学動物倫理センター」が、2009年にはミュンスター大学に「神学的動物研究所」が設置された。代表的研究者は、アンドリュー・リンゼイ(オックスフォード大学)、ライナー・ハーゲンコード(ミュンスター大学)である。リンゼイは『動物神学』(1994年)、『動物典礼』(1999年)、『同じ神の被造物』(2007年)等の神学的動物論著作を刊行している。ハーゲンコードは、『神と動物』(2008年)、『エデンの此岸』(2009年)といった著作を刊行している。また『動物の尊厳』(2002年)や『神学と生物学の接触』(2007年)等、国際シンポジウムに基づく論文集も刊行されつつある(他方、神学的動物論について、日本での研究はほぼ存在しない。リンゼイを見ても主著『動物神学』こそ、『神は何のために動物を造ったのか』というタイトルで翻訳が刊行されているものの、同書以外の著作群は未翻訳である)。

この神学的動物論は、倫理的動物論の提唱してきた「動物の権利」論が不十分なものであると主張する。彼らの考えでは「権利」を中心とした語りは妥協的なものにとどまる。それゆえ、より根源的・絶対的な「動物の尊厳」論の確立がなされないことには、「動物の権利」論は基礎づけを欠き、動物の保護は不完全なものに留まる、と神学的動物論は主張する。「動物の尊厳」論は法制度にも影響を及ぼしている。1999年新スイス連邦憲法には動植物保護を念頭に「被造物の尊厳(Würde der Kreatur)」という画期的な一語が導入された。

しかしこうした「尊厳」概念の拡張は、三つの問題を引き起こす。第一に「尊厳」概念は歴史的にあくまで「人間」の尊厳ではなかったか、という問題である。たとえばキケロは『義務について』(紀元前44年)の中で、尊厳(dignitas)概念を、動物に対する人間の卓越性(excellentia)を示すものとして用いた。またルネサンス期、ピコ・デッラ・ミランドラは、『人間の尊厳について』(1486年)の中で、人間を自由意思により自らの本

質を選び取る存在であるとし、そこに動物とは区別された尊厳を見たわけである。

第二に、「動物の尊厳」の導入は「人間の尊厳」という既存の概念の不可侵性を動揺させるのではないか、という疑念である。かつてのピーター・シンガー事件(安楽死肯定をめぐる1989年独・講演中止事件)では、焦点は「動物の権利」と人間だったのだが、今度は「動物の尊厳」と人間の関係が問われねばならない。シンガー事件関連人物の一人、ノルベルト・ヘルスターは近年『動物は尊厳をもつか』という著作を刊行したが、彼の問題意識もこの点にある。

第三に、そもそも動物の保護の思想的基礎づけに関し、「尊厳」という概念の導入が不可欠であるかという問題である。すなわち、動物の「尊厳」や「権利」といった概念を導入せずとも、人間の「義務」あるいは「責任」は語りうる、という批判である。

しかしいずれにせよ重要なのは、一見近年の現象にも見える神学的動物論が、予想以上に長い歴史的系譜を有しているということである。少なくともその現代的起源は1910年代に求めることができる。本研究が解明を目指すのは、この神学的動物論の歴史的起源である。

なお、当方は著書『エコ・テロリズム：過激化する環境運動とアメリカの内なるテロ』(2009年)において「動物の権利」論を扱ったが、同書では動物解放ラディカルズム論という制約があった。そのため、より広い文脈で、2010年に「カニバリズムの楽園：動物と人間の境界をめぐる思想的問題」を、2011年に「肉食忌避・ベジタリアニズム・動物：倫理的動物論と人間・動物関係論」を執筆した。本研究はこれらの研究を発展させるものであった。

2. 研究の目的

近年イギリス・ドイツで台頭してきた神学的動物論と呼ばれる学問領域が、先行する倫理的動物論と、どのような影響・緊張関係にあるか、「動物の尊厳」という概念に焦点を置きつつ解明する。また現代の神学的動物論がどのような内在論理を有しているか明らかにする。神学的動物論の提唱する「動物の尊厳」概念の可能性・射程・限界を論じることにより、今日の生命倫理学の鍵概念の一つである、「人間の尊厳」の本質を逆照射する。さらに、動物と神学的問題がどのような内的連関を持つかを、思想史的に再検討する。

3. 研究の方法

1910年代から1920年代前後の動物論一次資料を、ドイツ・ライプツィヒのドイツ国立図書館(Deutsche Nationalbibliothek: DNB)にて集中的に収集した。

同時期は「動物の魂」をめぐる議論が、哲学、神学、心理学、生理学、神哲学等の多様

な領域から、相互横断的になされた時期でもある。この論点に関する文献としては、ヘルマン・ポッペンバウムの1928年の著作『人間と動物』(Mensch und Tier : 5 Einblicke in ihren Wesensunterschied ; Gestalt, Abkunft, Seele, Erlebnis, Schicksal / Hermann Poppelbaum. Hrsg. von d. Naturwissenschaftl. Sektion d. Freien Hochschule f. Geisteswissenschaft Goetheanum in Dornach)、またベスティアン・シュミットの1916年の著作『動物と我々』(Das Tier und wir : Ein Beitr. zu dem Kapital ; Die Seele des Tieres und seine Ausdrucksmöglichkeiten)等を収集、入手、調査した。さらにテオドル・ツェルの一連の動物論も入手した。また1933年および1939年のドイツ動物保護法関連の文献も入手した。

上記の収集した資料・文献、および図書館・書店等で入手・購入した図書資料・論文資料を分析し、神学的動物論と倫理的動物論の相互影響史構築の基盤となる、神学的動物論発展史のアウトライン作成の準備を行った。

神学的動物論と倫理的動物論の相互影響関係史および論争史について、文献の収集・整理を行なった。

要複写対象を事前選別することで、収集作業時間の効率化を図った。またリプリントが既に刊行済みの資料と未刊行資料を分類することで、研究費の圧縮と合理化を図った。

4. 研究成果

本研究の哲学的前史として近代の動向を、人間学および思弁的生理学の観点から確認した。研究方法としては、近代の人間概念が成立する過程を、カント人間学の成立に関する同時代的影響関係の探求、およびフィヒテ自然法論における動物論および人間論の思想史的位置づけの確定を通じて精査した。またプラトナーを中心とする近代的思弁的人間学、生理学、動物論の一次資料を収集した。学会発表「カントとプラトナー：18世紀後半の2つの人間学構想」(日本カント協会第38回学会：早稲田大学、2013年11月23日)では、プラトナーに代表される思弁的人間学の隆盛という当時の状況との比較の中で、カントが人間学講義および後年の「実用的」な人間学著作を形成したことを明らかにし、むしろカントの人間学構想こそ、同時代的観点からすれば特異なものであったことを浮き彫りにした。こうした考察により近代の人間概念に秘められた内的緊張関係を説明した。この発表は、プラトナーの動物論と神学的含意を明らかにするための準備作業であった。

学会発表「フィヒテの動物論」(日本フィヒテ協会第29回大会：お茶の水女子大学、

2013年11月24日)では、『自然法の基礎』(1976年)および「プラトナー講義」の分析を通じ、フィヒテにおいては、プラトナーのように経験的に観察される人間あるいは動物の諸部分から、自然目的論的に上方への遡行が行われるのではなく、自由で理性的な存在者としての人間の自己実現という観点から、人間の目的および手段としての身体が演繹される、という体制が取られていることを解明した。こうした作業を通じ、近代哲学における「人間」概念の思想史的地位の一端が明らかになり、現代神学における「動物」概念を検討するための準備作業が行われた。近代的、哲学的文脈における人間と動物の区分、および近代的意味における人間の卓越性と尊厳がいかに形成されたかを確認した。

論文「フィヒテの動物論と18世紀人間学：プラトナー、カント」(『日本フィヒテ研究』22、晃洋書房、2014年、96-111頁)では、フィヒテの動物論の思想史上の位置付けを、『自然法の基礎』、およびプラトナーとカントの提示した、著しい対照を見せる、同時代の人間学との連関に着目しつつ検討した。フィヒテは『自然法の基礎』(1796年)、1796/97年のいわゆる『プラトナー講義』、および『動物の本質解明のための諸命題』(1800年)等で、動物をめぐる一連の哲学的考察を行っている。本論文はまず『自然法の基礎』第二部「権利概念の適用可能性の演繹」の第五定理で登場する動物論の位置づけを、同書内部の体系性の観点および1794年の『全知識学の基礎』との関係から精査した。さらにイエナ期に属する講義、いわゆる『プラトナー講義』における広義の生物論、動物論を検討した。そして同講義の下敷きとなった、エルンスト・プラトナーの1793年の著作『哲学的アフォリスメン』についてフィヒテとの関連性を考察した。最後にカントの実用的人間学と、プラトナーの思弁的人間学との緊張関係という同時代の状況のなかで、フィヒテが自らの動物論をどのように理解していたのか、検討した。これは20世紀初頭の思弁的生理学の観点から展開された一連の動物論にも間接的な影響を及ぼしていると考えられる論点を扱ったものである。

動物の尊厳という概念は、人間の尊厳という、人間に排他的・特権的に付与されてきた地位を相対化するという重大な問題を含んでいることから、まず人間の尊厳の思想史的展開を整備する必要があった。

こうした問題意識から、トーマス・M・シュミットの論文「世界憲法体制という基本的法権利？」およびフォルカー・ゲアハルトの論文「人権とレトリック」の翻訳を行った。また両論文に関し、解題を執筆した。

前者のシュミット論文の中心問題は以下である。人権が国家を超える基本的諸権利という性格を全面的に展開する場合でも、国家

を超えてその人権を基礎づけ、保証する法、制度、体制は存在しなければならない。従来
の国家というかたちを取った法的秩序では
なくとも、しかし何らかの法的秩序が存続し
なければならない。法と権利の連関は、個別
国家を超えた次元においても維持されねば
ならない。シュミットが本論文で「世界憲法
体制 (Weltverfassung)」と呼ぶのは、こう
した法的秩序のことである。そして彼が問う
のは、こうした世界市民的次元における法的
状態の現実化の理論が、ヘーゲル法哲学から
内在的に導出しようかという問題である。

他方、後者のゲアハルト論文であるが、同
論文で彼は、まず人権概念の思想史的展開
を検討し、続いて人権とレトリックの關係を、
公民権運動で知られるマーティン・ルー
サー・キング・ジュニアの演説の分析を
通じ検討している。

なお上述の翻訳と共通の問題関心から、当
方は、エルンスト・プロッホの著作『自然法
と人間の尊厳』を作品社より 2017 年 5 月に
単訳として出版する。これらは、動物の権利
論、動物の尊厳論の前史という意味合いを持
つ。

カント『判断力批判』は、よく知られる
前半部の美をめぐる議論とは別に、後半部の
「目的論的判断力の批判」と呼ばれる箇所
で、動物の身体構造、機械論と目的論の対比、
有機体の意義といった、一種の動物論を展開
している。のみならず、カントはこの第二部
に付した「方法論」と呼ばれる箇所
で、有機体と神學の關係、自然における被造物
の意味と人間の位置づけ、といった、動物
と神學に關わる議論を繰り広げている。この
ため、『判断力批判』の研究は、人間・動物
關係論と神學の關係を考える上で重大な意
味を持つ(こうした問題関心は、論文「フィ
ヒテの動物論と 18 世紀人間學：プラトナ
ー、カント、フィヒテ」の延長線上にある。

こうした問題関心から、イタリア語という
制約もあり、これまで未翻訳であったトネ
リの『判断力批判』テキストの生成」を翻
訳した。これはジョルジオ・トネリが 1954
年に発表した、カント『判断力批判』の生
成史に關するイタリア語論文、Giorgio Tonelli,
La formazione del testo della Kritik der
Urteilskraft, "Revue internationale de
philosophie", 8 (1954), pp. 423-448 の
翻訳である。

『判断力批判』がいかなる過程を経て、
1790 年の形態をとるに至ったのか、この
問題は今日においても、最終的な解決を見
ていない。トネリが試みているのは、この
『判断力批判』成立にあたっての時系列を
再構成することである。トネリは章や節ご
とにそれぞれの概念の出現頻度を検討して
いく。するとそこには予想以上に濃淡がは
っきりと浮かび上がる。たとえば「反省的
判断」と「規定的判断」の区別といった、
『判断力

批判』を代表するような対立軸ですら、一
部の箇所では全く使われず、別の箇所では
自明なものとなっているといった具合であ
る。こうしたトネリの作業によって明らか
になるのは、『判断力批判』の、いわば古
層と転回点がどこにあるのか、という問
題である。

さらに、小田部胤久、竹山重光の両氏と
ともに、日本カント協會のシンポジウム
において報告「カント『判断力批判』初期
影響史」を行った。『判断力批判』は、
刊行直後より大きな反響を獲得し多大な
影響を残してきた。しかし、そのミクロ
な初期受容はこれまで未解明であった。
本論文は、同書刊行直後の反応を分析し、
その初期受容を明らかにした。まず、『
ゴータ學術新聞』、『上部ドイツ一般文
芸新聞』、『フェーダー書評(『ゲッテ
ンゲン學術新聞』)、『一般文芸新聞』
匿名書評等の初期書評を見た。さらに、
フィヒテ『カント「判断力批判」の解
明的綱要の試み』(当時未刊行、現在 GA
版に遺稿として収録) スネル『カント
美感的判断力批判の叙述と解説』、
ベック『綱要』第二卷、キーゼヴェッ
ター『門外漢のためのやさしく書かれた
イマヌエル・カント「判断力批判」』
等の初期書評群を見た。またカントの
批判哲學の諸概念が「レキシコン化」
(ヒンスケ)する 1800 年前後の辞典を、
メリン『批判哲學百科辞典』、シュミ
ット『カント著作簡易用語辞典』、
ロシウス『新哲學的普遍的レアル・
レキシコン』らを中心に検討した。

また同報告を下敷きに、「カント『判断
力批判』初期影響史」を『日本カント研
究』に執筆した。これらの『判断力批判』
研究は、近代から現代にかけての動物、
人間、神の關係を考える上で不可欠の
基礎研究である。

これらの研究成果は『人間・動物關係
論序説(仮)』として、2018 年 6 月に
作品社より刊行する。同書の内容は、人間
と動物の広範な關係に及ぶものであり、
そこには神學的動物論と倫理的動物論
の影響關係史も含まれることになる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

浜野 喬士「フィヒテの動物論と 18 世紀
人間學：プラトナー、カント」、『日本
フィヒテ研究』22、晃洋書房、2014 年、
96-111 頁 (査読有)

浜野 喬士「カント『判断力批判』初期
影響史」、『日本カント研究』17、日
本カント協會、知泉書館、2016 年、
8-20 頁 (査読無)

〔学会発表〕(計 3 件)

浜野 喬士、「カントとプラトナー；18
世紀後半の 2 つの人間學構想」、日
本カント協會第 38 回学会、2013 年
11 月 23 日、早稲田大学

浜野 喬士、「フィヒテの動物論」、日本フ

イヒテ協会第 29 回大会、2013 年 11 月 24 日、
お茶の水女子大学
浜野 喬土、「カント『判断力批判』初期
影響史」、日本カント協会第 40 回学会、2015
年 11 月 14 日、清泉女子大学

(3)連携研究者
なし。

【図書】(計 4 件)

浜野 喬土、「トーマス・M・シュミット「世界憲法体制という基本的法権利? :ヘーゲル法哲学的観点における人権の現実化」【解題】、ハウケ・ブルンクホルスト・ヴォルフガング・R・ケーラー・マティアス・ルッツ=バツハマ編/舟場保之・御子柴善之 監訳、『人権への権利:人権、民主主義そして国際政治』、大阪大学出版局、2015 年、309-312 頁(総 344 頁)(査読無)

浜野 喬土、フォルカー・ゲアハルト「人権とレトリック」【解題】、ハウケ・ブルンクホルスト・ヴォルフガング・R・ケーラー・マティアス・ルッツ=バツハマ編/舟場保之・御子柴善之 監訳、『人権への権利:人権、民主主義そして国際政治』、大阪大学出版局、2015 年、5-8 頁(総 344 頁)(査読無)

浜野 喬土訳、「トーマス・M・シュミット「世界憲法体制という基本的法権利? :ヘーゲル法哲学的観点における人権の現実化」【翻訳】、ハウケ・ブルンクホルスト・ヴォルフガング・R・ケーラー・マティアス・ルッツ=バツハマ編/舟場保之・御子柴善之 監訳、『人権への権利:人権、民主主義そして国際政治』、大阪大学出版局、2015 年、309-334 頁(総 344 頁)

浜野 喬土訳、フォルカー・ゲアハルト「人権とレトリック」【翻訳】、ハウケ・ブルンクホルスト・ヴォルフガング・R・ケーラー・マティアス・ルッツ=バツハマ編/舟場保之・御子柴善之 監訳、『人権への権利:人権、民主主義そして国際政治』、大阪大学出版局、2015 年、8-33 頁(総 344 頁)

【その他】(計 2 件)

浜野 喬土訳「ジョルジオ・トネリ『判断力批判』テキストの生成」前篇、『フィロソフィア』102、早稲田大学哲学会、2015 年、59-72 頁

浜野 喬土訳、「ジョルジオ・トネリ『判断力批判』テキストの生成」後篇、『フィロソフィア』103、早稲田大学哲学会、2016 年、73-94 頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

浜野 喬土 (Hamano, Takashi)

早稲田大学文学学術院総合人文科学研究センター・招聘研究員

研究者番号:25770030

(2)研究分担者

なし。